



- 十六 重大サイバー事案に係る犯罪の捜査その他の重大サイバー事案に対処するための警察の活動に関すること。
- 十七 皇宮警察に関すること。
- 十八 警察教養施設の維持管理その他警察教養に関すること。
- 十九 警察通信施設の維持管理その他警察通信に関すること。
- 二十 犯罪の取締りのための電子情報処理組織及び電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）の解析その他情報技術の解析に関すること。
- 二十一 犯罪鑑識施設の維持管理その他犯罪鑑識に関すること。
- 二十二 犯罪統計に関すること。
- 二十三 警察装備に関すること。
- 二十四 警察職員の任用、勤務及び活動の基準に関すること。
- 二十五 前号に掲げるもののほか、警察行政に関する調整に関すること。
- 二十六 前各号に掲げる事務を遂行するために必要な監察に関すること。
- 二十七 前各号に掲げるもののほか、他の法律（これに基づく命令を含む。）の規定に基づき警察庁の権限に属させられた事務
- 五 前項に定めるもののほか、国家公安委員会は、第一項の任務を達成するため、法律（法律に基づく命令を含む。）の規定に基づきその権限に属させられた事務をつかさどる。
- 六 前二項に定めるもののほか、国家公安委員会は、第二項の任務を達成するため、内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）第四条第二項に規定する事務のうち、第一項の任務に関連する特定の内閣の重要な政策について、当該重要な政策に関する閣議において決定された基本的な方針に基づいて、行政各部の施策の統一を図るために必要となる企画及び立案並びに総合調整に関する事務をつかさどる。
- 七 国家公安委員会は、都道府県公安委員会と常に緊密な連絡を保たなければならない。
- （委員長）
- 第六条 委員長は、國務大臣をもつて充てる。
- 2 委員長は、会務を總理し、國家公安委員会を代表する。
- 3 国家公安委員会は、あらかじめ委員の互選により、委員長に故障がある場合において委員長を代理する者を定めておかなければならぬ。
- （委員の任期）
- 第七条 委員は、任命前五年間に警察又は検察の職務を行う職業的公務員の前歴のない者のうちから、内閣総理大臣が両議院の同意を得て任命する。
- 2 委員の任期が満了し、又は欠員を生じた場合において、国会の閉会又は衆議院の解散のために両議院の同意を得ることができないときは、内閣総理大臣は、前項の規定にかかわらず、同項に定める資格を有する者のうちから、委員を任命することができる。
- 3 前項の場合は、任命後最初の国会で両議院の事後の承認を得なければならない。この場合において、両議院の事後の承認を得られないときは、内閣総理大臣は、直ちにその委員を罷免しなければならない。
- 4 次の各号のいずれかに該当する者は、委員となることができない。
- 一 破産者で復権を得ない者
- 二 拘禁刑以上の刑に処せられた者
- 5 委員の任命については、そのうち三人以上が同一の政党に所属することとなつてはならない。
- （委員の任期）
- 第八条 委員の任期は、五年とする。但し、補欠の委員は、前任者の残任期間を在任する。
- 2 委員は、一回に限り再任されることができる。
- （委員の失職及び罷免）
- 第九条 委員は、第七条第四項各号の一に該当するに至つた場合においては、その職を失うものとする。

- 2 内閣総理大臣は、委員が心身の故障のため職務の執行ができないと認める場合又は委員に職務上の義務違反その他委員たるに適しない非行があると認める場合においては、両議院の同意を得て、これを罷免することができる。
- 3 内閣総理大臣は、両議院の同意を得て、左に掲げる委員を罷免する。
- 一 委員のうち何人も所属していないかつた同一の政党に新たに三人以上の委員が所属するに至った場合においては、これらの者の中二人にこえる員数の委員
- 二 委員のうち一人がすでに所属している政党に新たに二人以上の委員が所属するに至つた場合においては、これらの者の中一人をこえる員数の委員
- 内閣総理大臣は、委員のうち二人がすでに所属している政党に新たに所属するに至つた委員を直ちに罷免する。
- 5 第七条第三項及び前三項の場合を除く外、委員は、その意に反して罷免されなければならない。
- （委員の服務等）
- 第十一条 国家公務員法（昭和二十二年法律第二百二十号）第九十六条第一項、第九十七条、第九十八条第一項、第九十九条、第一百条第一項及び第二項、第一百三十三条第一項及び第二項並びに第一百四条の規定は、委員の服務について準用する。この場合において、同法第九十七条中「政令」とあるのは「内閣府令」と、同法第二百三条第二項中「人事院規則の定めるところにより、所轄庁の長の申出により人事院の承認」とあり、又は同法第二百四条中「内閣総理大臣及びその職員の所轄庁の長の許可」とあるのは「内閣総理大臣の承認」と読み替えるものとする。
- 2 委員は、国若しくは地方公共団体の常勤の職員又は国家公務員法第六十条の二第一項に規定する短時間勤務の官職若しくは地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第二十二条の四第一項に規定する短時間勤務の職を占める職員と兼ねることができない。
- 3 委員は、政党その他の政治的団体の役員となり、又は積極的に政治運動をしてはならない。
- 4 委員の給与は、別に法律で定める。
- （会議）
- 第十二条 国家公安委員会は、委員長が招集する。国家公安委員会は、委員長及び三人以上の委員の出席がなければ会議を開き、議決をすることができない。
- 2 国家公安委員会の議事は、出席委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。
- 3 委員長に故障がある場合においては、第六条第三項に規定する委員長を代理する者は、前二項に規定する委員長の職務を行うものとし、これらの項に規定する会議又は議事の定足数の計算についても、なお委員であるものとする。
- （規則の制定）
- 第十二条の二 国家公安委員会は、第五条第四項第二十六号の監察について法律、政令又は内閣府令の特別の委任に基づいて、国家公安委員会規則を制定することができる。
- （監察の指示等）
- 2 国家公安委員会は、前項の規定による指示をした場合において、必要があると認めるときは、警察庁に対する同項の規定に基づく指示を具体的又は個別的な事項にわたるものとすることができる。
- 3 その指名する委員に、当該指示に係る事項の履行の状況を点検させることができる。
- 2 国家公安委員会は、警察庁の職員に、前項の規定により指名された委員の同項に規定する事務を補助させることができる。
- （資料の提出の要求等）
- 第十二条の三 国家公安委員会は、第五条第六項に規定する事務の遂行のため必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、必要な資料の提出及び説明を求めることができる。
- 2 国家公安委員会は、第五条第六項に規定する事務の遂行のため特に必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、勧告することができる。

3 国家公安委員会は、前項の規定により関係行政機関の長に対し勧告したときは、当該関係行政機関の長に対し、その勧告に基づいてとった措置について報告を求めることができる。

4 国家公安委員会は、第二項の規定により勧告した事項に特に必要があると認めるときは、内閣総理大臣に対し、当該事項について内閣法（昭和二十二年法律第五号）第六条の規定による措置がとられるよう意見を具申することができる。（専門委員）

**第十二条の四** 国家公安委員会に、犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律（昭和五十五年法律第三十六号）、オウム真理教犯罪被害者等を救済するための給付金の支給に関する法律（平成二十年法律第八十号）及び国外犯罪被害弔慰金等の支給に関する法律（平成二十九年法律第七十三号）の規定による裁定に係る審査請求について専門の事項を調査審議させるため、専門委員若干人を置く。

2 専門委員の任命、任期その他専門委員に関し必要な事項は、政令で定める。

（国家公安委員会の庶務）

第十三条 国家公安委員会の庶務は、警察庁において処理する。

（国家公安委員会の運営）

第十四条 この法律に定めるもの以外、国家公安委員会の運営に關し必要な事項は、国家公安委員会が定める。

### 第三章 警察庁

#### 第一節 総則

（設置）

第十五条 国家公安委員会に、警察庁を置く。

（長官）

第十六条 警察庁の長は、警察庁長官とし、国家公安委員会が内閣総理大臣の承認を得て、任免する。

2 警察庁長官（以下「長官」という。）は、国家公安委員会の管理に服し、警察庁の庁務を統括し、所部の職員を任免し、及びその服務についてこれを統督し、並びに警察庁の所掌事務について、都道府県警察を指揮監督する。

（所掌事務）

第十七条 警察庁は、国家公安委員会の管理の下に、第五条第四項各号に掲げる事務をつかさどり、並びに同条第五項及び第六項に規定する事務について国家公安委員会を補佐する。

（次長）

第十八条 警察庁に、次長一人を置く。

2 次長は、長官を助け、庁務を整理し、各部局及び機関の事務を監督する。

#### 第二節 内部部局

（内部部局）

第十九条 警察庁に、長官官房及び次の五局を置く。

（生活安全局）

2 刑事局

（官房長、局長及び部長）

2 警備局

（官房長、局長及び部長）

2 サイバー警察局

（官房長又は局長は、命を受け、長官官房の事務又は局務を掌理する。

2 各部に、部長を置く。

2 部長は、命を受け、部務を掌理する。

（長官官房の所掌事務）

**第二十一条** 長官官房においては、警察庁の所掌事務に關し、次に掲げる事務をつかさどる。

一 機密に關すること。

二 長官の官印及び印の管守に關すること。

三 公文書類の接受、發送、編集及び保存に關すること。

四 所管行政に關する企画、立案及び総合調整に關すること（次号に掲げるものを除く。）。

五 第五条第一項の任務に關する特定の内閣の重要な政策について、当該重要政策に關して閣議において決定された基本的な方針に基づいて、行政各部の施策の統一を図るために必要となる企画及び立案並びに総合調整に關すること。

六 所管行政に關する政策の評価に關すること。

七 法令案の審査に關すること。

八 所管行政に關する統計に關すること。

九 広報に關すること。

十 情報の公開に關すること。

十一 個人情報の保護に關すること。

十二 留置施設に關すること。

十三 警察職員の人事及び定員に關すること。

十四 監察に關すること。

十五 予算、決算及び会計に關すること。

十六 国有財産及び物品の管理及び処分に關すること。

十七 会計の監査に關すること。

十八 警察教養に關すること。

十九 警察職員の人事及び定員に關すること。

二十 警察官の職務に協力援助した者の災害給付に關すること。

二十一 犯罪被害者等基本計画の作成及び推進に關すること。

二十二 犯罪被害者等給付金に關すること。

二十三 オウム真理教犯罪被害者等を救済するための給付金の支給に關する法律第三条第一項に規定する給付金に關すること。

二十四 国外犯罪被害弔慰金等の支給に關する法律第三条に規定する国外犯罪被害弔慰金等に關すること。

二十五 所管行政に關する情報の管理に關する企画及び技術的研究に關すること。

二十六 所管行政に關する情報の管理に關する企画及び技術的研究に關すること。

二十七 所管行政に關する情報システムの整備及び管理に關すること。

二十八 警察装備に關すること。

二十九 所管行政に關する国際協力に關する事務の総括に關すること。

三十 前各号に掲げるもののほか、他の局又は機関の所掌に属しない事務に關すること。

（生活安全局の所掌事務）

第二十二条 生活安全局においては、警察庁の所掌事務に關し、次に掲げる事務をつかさどる。

一 犯罪、事故その他の事案に關する市民生活の安全と平穏に關すること。

二 地域警察その他の警らに關すること。

三 犯罪の予防に關すること。

四 保安警察に關すること。

（刑事局の所掌事務）

第二十三条 刑事局においては、警察庁の所掌事務に關し、次に掲げる事務をつかさどる。

一 刑事警察に關すること。

二 犯罪鑑識に關すること。

三 犯罪統計に關すること。

- |                |   |
|----------------|---|
| 九              | 重大な犯罪を防止し、及びこれと戦うまでの協力の強化に関する日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の協定の実施に関する法律（平成二十六年法律第五十七号）第二条第一号に規定する合衆国連絡部局との連絡に関すること。                 |
| 八              | 暴力団対策に関すること。  |
| 七              | 組織犯罪対策部においては、前項第一号に掲げる事務のうち次に掲げるもの及び同項第四号から第九号までに掲げる事務をつかさどる。   |
| 一              | 国際的な犯罪捜査に関すること。   |
| 二              | 国際刑事警察機構との連絡に関すること。   |
| （交通局の所掌事務）     | （警備局の所掌事務）  |
| 第二十三条の二        | 交通局においては、警察庁の所掌事務に関し、交通警察に関する事務をつかさどる。  |
| （警備局の所掌事務）     | （警備局の所掌事務）  |
| 第二十四条          | 警備局においては、警察庁の所掌事務に関し、次に掲げる事務をつかさどる。   |
| 一              | 警備警察に関すること。   |
| 二              | 警衛に関すること。   |
| 三              | 警護に関すること。   |
| 四              | 警備実施に関すること。   |
| 五              | 第七十一条の緊急事態に対処するための計画及びその実施に関する事務。   |
| 六              | 外事情報部においては、前項第一号に掲げる事務のうち外国人又はその活動の本拠が外国に在る日本人に係るものにつかさどる。  |
| 七              | 警備運用部においては、第一項第一号から第五号までに掲げる事務をつかさどる。   |
| （サイバー警察局の所掌事務） | （サイバー警察局の所掌事務）  |
| 第二十五条          | サイバー警察局においては、警察庁の所掌事務に関し、次に掲げる事務をつかさどる。   |
| 一              | サイバー事案に関する警察に関すること。   |
| 二              | 犯罪の取締りのための情報技術の解析に関する事務。  |
| （課の設置等）        | （課の設置等）   |
| 第二十六条          | 警察庁の課（室その他課に準ずるものを持む。）の設置及び所掌事務の範囲は、政令で定める。   |
| 第二十七条          | 警察庁の課に、課長（室にあつては、室長）を置く。  |
| 二              | 警察庁の長官官房、局又は部に、その所掌事務の一部を総括整理する職を置くとき、又は課（課に準ずる室を含む。）の所掌に属しない事務の能率的な遂行のためこれを所掌する職で課長に準ずるものを持くときは、これらの設置、職務及び定数は、政令で定める。 |
| （第三節 附屬機関）     | （第三節 附屬機関）  |
| （警察大学校）        | （警察大学校）   |
| 第三十一条          | 警察大学校は、警察職員に対し、上級の幹部として必要な教育訓練を行い、警察に関する学術の研修をつかさどる。  |
| （科学警察研究所）      | （科学警察研究所）   |
| 第二十八条          | 科学警察研究所は、左に掲げる事務をつかさどる。   |
| （科学警察研究所）      | （科学警察研究所）   |
| 第三十二条          | 管区警察学校は、管区警察学校を附置する。  |
| （管区警察学校）       | （管区警察学校）  |
| 第三十三条          | 管区警察学校は、警察職員に対し、幹部として必要な教育訓練その他所要の教育訓練を行う。  |
| （管区警察学校）       | （管区警察学校）  |
| 第三十四条          | 管区警察学校の位置及び内部組織は、内閣府令で定める。  |
| （警察支局）         | （警察支局）  |
| 第三十五条          | 管区警察局に、管轄区域を分掌するため、所要の地に、地方機関として、警察支局を置くことができる。   |
| （警察支局）         | （警察支局）  |
| 第三十六条          | 管区警察局は、管区警察局の事務を統括し、及び所属の警察職員を指揮監督し、並びに長官の命を受け、管区警察局の所掌事務（前条の規定により管東管区警察局が分掌する事務を除く。）について、府県警察を指揮監督する。                  |
| （管区警察局）        | （管区警察局）   |
| 第三十七条          | 管区警察局の内部組織は、政令で定める。   |
| （警察支局）         | （警察支局）  |
| 第三十八条          | 管区警察局の所掌事務を分掌させるため、所要の地に、地方機関として、警察支局を置くことができる。   |
| （警察支局）         | （警察支局）  |
| 第三十九条          | 管区警察局の名称、位置及び管轄区域は、政令で定める。  |
| （管区警察学校）       | （管区警察学校）  |
| 第四十条           | 管区警察学校の位置及び内部組織は、内閣府令で定める。  |
| （管区警察学校）       | （管区警察学校）  |

4	管区警察学校に、校長を置く。
3	(東京都警察情報通信部及び北海道警察情報通信部)
第三十三条	警察厅に、その所掌事務のうち、東京都及び北海道の区域における第五条第四項第十九号及び第二十号に掲げるものに係るものを作成するため、地方機関として、東京都警察情報通信部及び北海道警察情報通信部を置く。
3	東京都警察情報通信部及び北海道警察情報通信部に、部長を置く。
3	東京都警察情報通信部及び北海道警察情報通信部の位置及び内部組織は、内閣府令で定める。
第五節 職員	(職員)
第一節 総則	(設置及び責務)
第三十六条	都道府県に、都道府県警察を置く。
2	都道府県警察は、当該都道府県の区域につき、第一条の責務に任ずる。
(経費)	
第三十七条	都道府県警察に要する次に掲げる経費で政令で定めるものは、国庫が支弁する。
1	警視正以上の階級にある警察官の俸給その他の給与、地方公務員共済組合負担金及び公務災害補償に要する経費
2	警察教養施設の維持管理及び警察学校における教育訓練に要する経費
3	警察通信施設の維持管理その他警察通信に要する経費
4	犯罪鑑識施設の維持管理その他犯罪鑑識に要する経費
5	犯罪統計に要する経費
6	警察用車両及び船舶並びに警備装備品の整備に要する経費
7	警衛及び警備に要する経費
8	国の公安に係る犯罪その他特殊の犯罪の捜査に要する経費
9	武力攻撃事態等における対処措置及び緊急対処事態における緊急対処措置並びに国機関と共同して行うこれらの措置についての訓練に要する経費
10	国際連合安全保障理事会決議第千二百六十七号等を踏まえ我が国が実施する財産の凍結等に関する特別措置法(平成二十六年法律第二百二十四号)第三章の規定による措置に要する経費
11	犯罪被害者等給付金に関する事務の処理に要する経費
12	第二十一条第二十三号に規定する給付金に関する事務の処理に要する経費
13	第二十二条第二十四号に規定する国外犯罪被害弔慰金等に関する事務の処理に要する経費
2	前項の規定により国庫が支弁することとなる経費を除き、都道府県警察に要する経費は、当該都道府県が支弁する。
3	都道府県の支弁に係る都道府県警察に要する経費については、予算の範囲内において、政令で定めるところにより、国がその一部を補助する。
(組織及び権限)	
第二節 都道府県公安局委員会	(都道府県公安局委員会を置く。)
第三十八条	都道府県知事の所轄の下に、都道府県公安局委員会を置く。
2	都道府県公安局委員会は、都、道、府及び地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十九第一項の規定により指定する市(以下「指定市」という。)を包括する県(以下「指定県」という。)に新たに所属するに至った委員を直ちに罷免する。
12	この規定により新たに所属するに至った委員は、その意に反して罷免されなければならない。
5	都道府県知事は、委員のうち一人(都、道、府及び指定県にあつては二人)がすでに所属して
6	前四項の場合を除く外、委員は、その意に反して罷免されなければならない。
(委員の服務等)	
第四十二条	地方公務員法第三十条から第三十四条まで及び第三十八条第一項本文の規定は、委員の服務について準用する。ただし、都道府県知事は、委員が同項に規定する地位を兼ね、又は同

定県」という。)にあつては五人の委員、指定県以外の県にあつては三人の委員をもつて組織する。

都道府県公安局委員会は、都道府県警察を管理する。

第五条第五項の規定は、都道府県公安局委員会の事務について準用する。

都道府県公安局委員会は、その権限に属する事務に關し、法令又は条例の特別の委任に基いて、都道府県公安局委員会規則を制定することができる。

都道府県公安局委員会は、国家公安局委員会及び他の都道府県公安局委員会と常に緊密な連絡を保たなければならぬ。

都道府県公安局委員会は、当該都道府県の議員の被選挙権を有する者で、任命前五年間に警察又は検察の職務を行う職業的公務員の前歴のないもののうちから、都道府県知事が都道府県の議会の同意を得て、任命する。ただし、道、府及び指定県にあつては、その委員のうち二人は、当該道、府又は県が包括する指定市の議員の被選挙権を有する者で、任命前五年間に警察又は検察の職務を行う職業的公務員の前歴のないもののうちから、当該指定市の市長がその市の議会の同意を得て推薦したものについて、当該道、府又は県の知事が任命する。

次の各号のいずれかに該当する者は、委員となることができない。

(委員の任命)

第三十九条 委員は、当該都道府県の議員の被選挙権を有する者で、任命前五年間に警察又は検察の職務を行う職業的公務員の前歴のないもののうちから、都道府県知事が都道府県の議会の同意を得て、任命する。ただし、道、府及び指定県にあつては、その委員のうち二人は、当該道、府又は県が包括する指定市の議員の被選挙権を有する者で、任命前五年間に警察又は検察の職務を行う職業的公務員の前歴のないもののうちから、当該指定市の市長がその市の議会の同意を得て推薦したものについて、当該道、府又は県の知事が任命する。

2 次の各号のいずれかに該当する者は、委員となることができない。

1 破産者で復権を得ない者

2 拘禁刑以上の刑に処せられた者

3 委員の任命については、そのうち二人以上(都、道、府及び指定県にあつては三人以上)が同一の政党に所属することとなつてはならない。

(委員の任期)

第四十条 委員の任期は、三年とする。但し、補欠の委員は、前任者の残任期間を在任する。

2 委員は、二回に限り再任されることができる。

(委員の失職及び罷免)

第四十一条 委員は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、その職を失うものとする。

1 第三十九条第二項各号のいずれかに該当するに至った場合

2 当該都道府県の議会の議員の被選挙権を有する者でなくなつた場合(第三十九条第一項ただし書に規定する委員については、当該指定市の議会の議員の被選挙権を有する者でなくなつた場合)

2 都道府県知事は、委員が心身の故障のため職務の執行ができないと認める場合又は委員に職務の義務違反その他委員たるに適しない非行があると認める場合においては、当該都道府県の議会の同意を得て、これを罷免することができる。但し、第三十九条第一項但書に規定する委員の罷免については、道、府又は指定県の知事は、当該指定市の市長に対しその市の議会の同意を得ることを求めるものとし、その同意があつたときは、これを罷免することができる。

3 指定県以外の県の知事は、委員のうち二人以上が同一の政党に所属するに至つた場合においては、これらの者のうち一人をこえる員数の委員を当該県の議会の同意を得て、罷免する。

4 都、府及び指定県の知事は、委員のうち三人以上が同一の政党に所属するに至つた場合においては、第九条第三項各号の規定の例により、そのこえるに至つた員数の委員を、当該都、府又は指定県の議会の同意を得て、罷免する。但し、新たに同一の政党に所属するに至つた委員のうち第三十九条第一項但書に規定するものを含むときは、これらの委員のうち罷免すべきものは、くじで定める。

5 都道府県知事は、委員のうち一人(都、道、府及び指定県にあつては二人)がすでに所属して





する同法第六十三条第一号及び第二号の規定の適用については、同条第一号中「若しくは当該役員」であるのは「又は当該役員」と、「行為、又は當利企業等に対し、離職後に当該當利企業等若しくはその子法人の地位に就くことを目的として、自己に関する情報を提供し、若しくは当該地位に関する情報の提供を依頼し、若しくは当該地位に就くことを要求し、若しくは約束する行為」とあるのは「行為」と、同号及び同条第二号中「離職後に当該當利企業等若しくはその子法人の地位に就くこと、又は他の役職員をその離職後に、若しくは」とあるのは「他の役職員をその離職後に、又は」と、「若しくはその子法人の地位に就かせることを要求し」とあるのは「又はその子法人の地位に就かせることを要求し」とする。

(職員の定員)

**第五十七条** 地方警察官の定員は、都道府県警察を通じて、政令で定め、その都道府県警察との階級別定員は、内閣府令で定める。

2 地方警察職員の定員(警察官については、階級別定員を含む。)は、条例で定める。この場合において、警察官の定員については、政令で定める基準に従わなければならない。

**第五十八条** 本節に定めるものの外、都道府県警察の組織は、都道府県公安委員会規則で定める。

**第四節 都道府県警察相互間の関係等**

**第五十九条** 都道府県警察は、相互に協力する義務を負う。

(援助の要求)

**第六十条** 都道府県公安委員会は、警察庁又は他の都道府県警察に対して援助の要求をすることができる。

2 前項の規定により都道府県公安委員会が他の都道府県警察に対して援助の要求をしようとするときは、あらかじめ(やむを得ない場合においては、事後に)必要な事項を警察庁に連絡しなければならない。

3 第一項の規定による援助の要求により派遣された警察庁又は都道府県警察の警察官は、援助の要求をした都道府県公安委員会の管理する都道府県警察の管轄区域内において、当該都道府県公安委員会の管理の下に、職権を行うことができる。

(管轄区域の境界周辺における事案に関する権限)

**第六十一条** 管轄区域が隣接し、又は近接する都道府県警察は、相互に協議して定めたところにより、社会的経済的一体性的程度、地理的状況等から判断して相互に権限を及ぼす必要があると認められる境界の周辺の区域(境界から政令で定める距離までの区域に限る。)における事案を処理するため、当該関係都道府県警察の管轄区域に権限を及ぼすことができる。

(広域組織犯罪等に関する権限)

**第六十二条** 都道府県警察は、広域組織犯罪等を処理するため、必要な限度において、その管轄区域外に権限を及ぼすことができる。

(管轄区域外における指揮及び連絡)

**第六十三条** 都道府県警察は、居住者、滞在者その他のその管轄区域の関係者の生命、身体及び財産の保護並びにその管轄区域における犯罪の鎮圧及び捜査、被疑者の逮捕その他公安の維持に関する必要がある限度においては、その管轄区域外にも、権限を及ぼすことができる。

(事案の共同処理等に係る指揮及び連絡)

**第六十四条** 都道府県警察は、居住者、滞在者その他のその管轄区域の関係者の生命、身体及び財産の保護並びにその管轄区域における犯罪の鎮圧及び捜査、被疑者の逮捕その他公安の維持に関する必要がある限度においては、その管轄区域外にも、権限を及ぼすことができる。

(管轄区域外における指揮及び連絡)

**第六十五条** 都道府県警察は、居住者、滞在者その他のその管轄区域の関係者の生命、身体及び財産の保護並びにその管轄区域における犯罪の鎮圧及び捜査、被疑者の逮捕その他公安の維持に関する必要がある限度においては、その管轄区域外にも、権限を及ぼすことができる。

(管轄区域外における指揮及び連絡)

**第六十六条** 都道府県警察は、二以上の都道府県警察の管轄区域にわたる交通機関における移動警察について、関係都道府県警察の協議して定めたところにより、当該関係都道府県警察の管轄区域内において、職権を行うことができる。

2 警察官は、二以上の都道府県警察の管轄区域にわたる道路運送法(昭和二十六年法律第百八十号)第二条第八項に規定する自動車道及び政令で定める道路法(昭和二十七年法律第百八十一号)第二条第一項に規定する道路の政令で定める区域における交通の円滑と危険の防止を図るために必要な措置を講ずる場合においては、前項の規定の例により、当該道路の区域における事案について、当該関係都道府県警察の管轄区域内において、職権を行うことができる。

(小型武器の所持)

**第六十七条** 警察官は、その職務の遂行のため小型武器を所持することができる。

2 第六十条第二項の規定は、前項の規定による協議をしようとする場合について準用する。

職員」とあるのは「又は当該役員」と、「行為、又は當利企業等に対し、離職後に当該當利企業等若しくはその子法人の地位に就くことを目的として、自己に関する情報を提供し、若しくは当該地位に関する情報の提供を依頼し、若しくは当該地位に就くことを要求し、若しくは約束する行為」とあるのは「行為」と、同号及び同条第二号中「離職後に当該當利企業等若しくはその子法人の地位に就くこと、又は他の役職員をその離職後に、若しくは」とあるのは「他の役職員をその離職後に、又は」と、「若しくはその子法人の地位に就かせることを要求し」とあるのは「又はその子法人の地位に就かせることを要求し」とする。

3 都道府県警察は、他の都道府県警察の管轄区域に権限を及ぼすときは、当該他の都道府県警察と緊密な連絡を保たなければならない。

(広域組織犯罪等に對処するための措置)

**第六十一条の三** 長官は、広域組織犯罪等に對処するため必要があると認めるときは、都道府県警察に対し、広域組織犯罪等の処理に係る関係都道府県警察間の分担(重大サイバー事案の処理にあつては、警察庁及び関係都道府県警察間の分担)その他の広域組織犯罪等に對処するための警察の態勢に関する事項について、必要な指示をすることができる。

2 都道府県警察は、前項の指示に係る事項を実施するため必要があるときは、第六十条第一項の規定により他の都道府県警察に對し広域組織犯罪等の処理に要する人員の派遣を要求すること、第六十条の三の規定により広域組織犯罪等を処理するためその管轄区域外に権限を及ぼすことその他この節に規定する措置をとらなければならない。

3 長官は、重大サイバー事案について警察庁と都道府県警察が共同して処理を行う必要があると認めるときは、当該重大サイバー事案の処理に関する方針を定め、警察庁又は関係都道府県警察の一の警察官(第六十条第一項の規定による援助の要求又は第一項の規定による指示により派遣された者を含む。)に、当該重大サイバー事案の処理に關し、当該方針の範囲内で、警察庁及び関係都道府県警察の警察職員に對して必要な指揮を行わせることができる。

4 第一項の規定による指示により重大サイバー事案の処理に關して警察庁に派遣された都道府県警察の警察官は、国家公安委員会の管理の下に、当該重大サイバー事案の処理に必要な限度で、全国において、職権を行うことができる。



三 申出者が他の者と共同で苦情の申出を行つたと認められる場合において、当該他の者に当該苦情に係る処理の結果を通知したとき。

(抗告訴訟等の取扱い)

**第八十条** 都道府県公安委員会は、その処分（行政事件訴訟法（昭和三十七年法律第百三十九号）第三条第二項に規定する処分をいう。以下この条において同じ。）若しくは裁決（同条第三項に規定する裁決をいう。以下この条において同じ。）又はその管理する方面公安委員会若しくは都道府県警察の職員の処分若しくは裁決に係る同法第十一条第一項（同法第三十八条第一項（同法第四十三条第二項において準用する場合を含む。）又は同法第四十三条第一項において準用する場合を含む。）の規定による都道府県を被告とする訴訟について、当該都道府県を代表する。（政令への委任）

**第八十一条** この法律に特別の定がある場合を除く外、この法律の実施のため必要な事項は、政令で定める。

#### 附 則 抄

(施行期日)

1 この法律は、昭和二十九年七月一日から施行する。但し、附則第三項、附則第六項及び附則第十二項の規定は、公布の日から施行し、指定府県の府県公安委員会の委員及び市警察部に関する規定は、昭和三十年七月一日から施行する。

(従前の国家公安委員会及び都道府県公安委員会の廃止)

2 改正前の警察法（以下「旧法」という。）による国家公安委員会及び都道府県公安委員会は、この法律（前項但書に係る部分を除く。以下同じ。）の施行に伴い、廃止されるものとする。

(従前の警察職員に関する経過規定)

3 この法律の施行の際、現に国家地方警察本部若しくはその附属機関又は警察管区本部（札幌警察管区本部を除く。）若しくはその附属機関の職員若しくは札幌警察管区本部の通信機関に所属する職員である者は、別に辞令を発せられない限り、それぞれこの法律による警察庁若しくはその附属機関又は管区警察局若しくは北海道地方警察通信部の職員となるものとする。

4 この法律の施行の際、現に札幌警察管区本部（通信機関に所属する職員を除く。）、札幌管区警察学校、都道府県国家地方警察又はその都道府県の区域内に存する自治体警察の職員である者は、別に辞令を発せられない限り、当該都道府県に置かれる都道府県警察の職員となるものとする。この場合において、その都道府県警察の職員となるものの数が第五十七条の規定により政令又は条例で定められた定数をこえることとなるときは、そのこえる数の職員は、それぞれ、地方警務官又は地方警察職員の区分に応じ、政令又は政令で定める基準に従い条例で定めるところにより、定員外とすることができる。

(警察用財産の処理に関する経過規定)

5 この法律の施行の際現に警察の用にもっぱら供せられ、又は供せられる予定となつてゐる財産のうち、国有の財産で都道府県警察が引き続き警察の用に供する必要のあるもの、市町村有の財産で警察庁若しくは都道府県警察が引き続き警察の用に供する必要のあるもの又は都の財産で警察庁が引き続き警察の用に供する必要のあるものは、土地を除き、それぞれ、国と都道府県と、市町村と国若しくは都道府県と、又は都と国との間においてあらかじめ協議するところに基き、第三十七条第一項及び第二項に規定する経費の負担区分に従い、国から当該都道府県に、市町村から国若しくは当該都道府県に、又は都から国に譲渡するものとする。

6 この法律の施行の際現に警察の用にもっぱら供せられている国有又は地方公共団体所有の土地及びこの法律の施行の際現に国家地方警察又は自治体警察が他の機関と共用している国有又は地方公共団体所有の財産で、警察庁又は都道府県警察が引き続き警察の用に供する必要のあるものは、それぞれ、前項の例により、警察庁又は当該都道府県警察が使用することができるものとする。

7 前一項の規定による譲渡又は使用は、無償とする。但し、当該譲渡又は使用に係る財産に伴う負債がある場合その他政令で定める特別の事情がある場合は、相互の協議により、当該負債を処理し、又は当該譲渡若しくは使用を有償とするため必要な措置を講ずることができる。

14 前三項の規定の適用について争があるときは、長官又は当該地方公共団体の長の申立に基き、政令で定めるところにより、内閣総理大臣が裁定する。

(給与に関する経過規定)

15 この法律の施行の際国家地方警察又は自治体警察の職員が地方警察職員となつた場合におけるその者が受けるべき俸給その他の給与は、当該都道府県の条例の定めるところによるものとし、その俸給月額がこの法律の施行前の日で政令で定める日の俸給月額に達しないこととなる場合には、その調整のため、都道府県は、政令で定める基準に従い条例で定めるところにより、手当を支給するものとする。

(休職、特別待命又は懲戒処分に関する経過規定)

16 この法律の施行の際引き続き警察職員となつた者で、現に従前の規定により休職を命ぜられ、若しくは特別待命を承認されているものの休職若しくは特別待命の承認又はこの法律の施行の際引き続き警察職員となつた者に対するこの法律の施行前の事案に係る懲戒処分に関しては、なお従前の例による。この場合において、この法律の施行後懲戒処分を行うこととなるときは、当該懲戒処分に係る者の任命権者が懲戒処分を行ふものとする。

(不利益処分に関する経過規定)

17 この法律の施行前に警察職員に対し行われた不利益処分に関する説明書の交付、審査の請求、審査及び審査の結果執るべき措置に関する経過規定)

18 警察職員に係る公務に因る災害に対する補償で、災害の原因である事故が発生した日又は診断によつて疾病的発生が確定した日が昭和二十九年六月三十日以前に係るものについて同年七月一日以降において実施すべきもの及びこれに対する審査は、その者がこの法律の施行後引き続き警察職員として在職する場合においては、同年七月一日以降当該警察職員に係る俸給その他の給与を負担すべき者が行うものとする。

19 この法律の施行前すでに退職し、又はこの法律の施行の際退職した警察職員に対しこの法律の施行の際行なわれている公務に因る災害に対する補償並びに当該警察職員に対する前項に規定する補償及びこれに対する審査は、なお従前の例による。

20 (退職手当に関する経過規定)

この法律の施行の際、国家地方警察の職員が引き続き地方警察職員となつた場合においては、その者に対する、国家公務員等退職手当暫定措置法（昭和二十八年法律第百八十二号。以下「退職手当法」という。）の規定による退職手当は、支給しない。この場合において、都道府県は、その者が國家公務員として引き続き勤続した期間（その者の地方公務員としての在職期間であつて、退職手当を支給されないで國家公務員としての在職期間に引き続いたものを含む。）を当該都道府県警察の職員としての勤続期間に通算する措置を講ずるものとする。

21 この法律の施行の際、自治体警察の職員が引き続き地方警察職員となつた場合においては、その者に対する、自治体警察を維持していた地方公共団体の退職手当に関する条例の規定にかかるわらず、退職手当は、支給しないものとする。この場合において、都道府県は、その者が地方公務員として引き続き勤続した期間（その者の国家公務員としての在職期間であつて、退職手当を支給されないで地方公務員としての在職期間に引き続いたものを含む。）を当該都道府県警察の職員としての勤続期間に通算する措置を講ずるものとする。

22 この法律の施行の際、自治体警察の職員が引き続き国家公務員たる警察職員となつた場合においては、その者に対する、自治体警察を維持していた地方公共団体の退職手当に関する条例の規定にかかるわらず、退職手当は、支給しないものとする。この場合における退職手当法第七条第五項前段の規定の適用については、その者が地方公務員として引き続き勤続した期間には、退職手当を支給されないでこれに引き続いた国家公務員としての在職期間を含むものとする。

(恩給に関する経過規定)

23 この法律の施行前旧法附則第七条（旧法第五十三条において特別区の存する区域における自治体警察の職員に準用する場合を含む。以下同じ。）又は警察法の一部を改正する法律（昭和二十



<p><b>(施行期日)</b></p> <p><b>第一条</b> この法律は、昭和三十七年十二月一日（以下「施行日」という。）から施行する。</p> <p><b>附 則</b> （昭和三九年三月一九日法律第六号）抄</p> <p>この法律は、昭和三十九年四月一日から施行する。</p>
<p><b>(施行期日)</b></p> <p><b>第一条</b> この法律は、公布の日から起算して九十日をこえない範囲内で政令で定める日から施行する。</p> <p><b>附 則</b> （昭和四〇年五月一八日法律第六九号）抄</p> <p>（施行期日）</p> <p><b>第一条</b> この法律は、公布の日から起算して九月一日から施行する。</p>
<p><b>(施行期日)</b></p> <p><b>第一条</b> この法律は、昭和四十二年十一月一日（以下「施行日」という。）から施行する。</p> <p><b>附 則</b> （昭和四三年六月一五日法律第九九号）抄</p> <p>（施行期日）</p> <p><b>第一条</b> この法律は、公布の日から施行する。</p>
<p><b>(施行期日)</b></p> <p><b>第一条</b> この法律は、昭和四四年五月一六日法律第三三号）抄</p> <p>（施行期日）</p> <p><b>第一条</b> この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。</p>
<p><b>(施行期日)</b></p> <p><b>第一条</b> この法律は、琉球諸島及び大東諸島に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定の効力発生の日から施行する。</p> <p><b>附 則</b> （昭和四七年三月三一日法律第一三〇号）抄</p> <p>（施行期日）</p> <p><b>第一条</b> この法律は、昭和四十七年四月一日から適用する。</p>
<p><b>(施行期日)</b></p> <p><b>第一条</b> この法律は、琉球諸島及び大東諸島に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定の効力発生の日から施行する。</p> <p><b>附 則</b> （昭和五五年三月三一日法律第一三〇号）抄</p> <p>（施行期日）</p> <p><b>第一条</b> この法律は、昭和四十六年一二月三一日法律第一三〇号）抄</p> <p>（施行期日）</p> <p><b>第一条</b> この法律は、昭和四十六年四月一日から適用する。</p>
<p><b>(施行期日)</b></p> <p><b>第一条</b> この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。</p> <p><b>附 則</b> （昭和五五年五月一一日法律第三六号）抄</p> <p>（施行期日等）</p> <p><b>第一条</b> この法律は、昭和五十六年一月一日から施行し、この法律の施行後に行われた犯罪行為による死亡又は重障害について適用する。</p> <p><b>附 則</b> （昭和五五年五月二九日法律第六九号）抄</p> <p>（施行期日）</p> <p><b>第一条</b> この法律は、昭和五十五年十月一日から施行する。</p>
<p><b>(施行期日等)</b></p> <p><b>第一条</b> この法律は、昭和五十五年十月一日から施行する。</p> <p><b>附 則</b> （昭和五七年七月一六日法律第六六号）抄</p> <p>（施行期日）</p> <p><b>第一条</b> この法律は、昭和五十七年十月一日から施行する。</p> <p><b>附 則</b> （昭和五八年一二月二一日法律第八〇号）抄</p> <p>（施行期日）</p> <p><b>第一条</b> この法律は、総務省設置法（昭和五十八年法律第七十九号）の施行の日から施行する。</p>
<p><b>1</b> この法律は、総務省設置法（昭和五十八年法律第七十九号）の施行の日から施行する。</p> <p><b>6</b> この法律に定めるもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定めることができる。</p>
<p><b>(施行期日)</b></p> <p><b>第一条</b> この法律は、内閣法の一部を改正する法律（平成十一年法律第八十八号）の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。</p> <p><b>一 略</b></p> <p><b>二 附 則</b> 第十条第一項及び第五項、第十四条第三項、第二十三条、第二十八条並びに第三十条の規定（公布の日（別に定める経過措置））</p> <p><b>第三十条</b> 第二条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要となる経過措置は、別に法律で定める。</p>

**附 則** (平成一一年一二月七日法律第一四七号) 抄

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から起算して二十日を経過した日から施行する。

**附 則** (平成一一年一二月八日法律第一五一号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成十二年四月一日から施行する。

(経過措置)

第三条 民法の一部を改正する法律(平成十一年法律第二百四十九号)附則第三条第三項の規定により従前の例によることとされる準禁治産者及びその保佐人に関するこの法律による改正規定の適用については、次に掲げる改正規定を除き、なお従前の例による。

一から十七まで 略

十八 第七十八条の規定による警察法第七条第四項及び第三十九条第二項の改正規定

**附 則** (平成一一年一二月二日法律第一六〇号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律(第二条及び第三条を除く。)は、平成十三年一月六日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第九百五十五条(核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律附則の改正規定に係る部分に限る。)、第千三百五条、第千三百六条、第千三百二十四条第二項、第千三百二十六条第二項及び第千三百四十四条の規定 公布の日

**附 則** (平成一一年五月一九日法律第七一号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

**附 則** (平成一一年二月六日法律第一三九号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第五十五条第二項の改正規定(同項第三号に次のように加える部分を除く。)並びに第二十一条、第三十条第一項及び第三十三条第一項の改正規定 平成十三年一月六日

**附 則** (平成一一年四月一一日法律第三〇号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

**附 則** (平成一一年五月一三日法律第三〇号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

**附 則** (平成一一年五月八日法律第一一〇号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成十三年七月一日から施行する。

**附 則** (平成一一年五月三一日法律第二二二号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

**附 則** (平成一一年六月八日法律第五八号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

**附 則** (平成一一年六月九日法律第八四号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

**附 則** (平成一一年六月一八日法律第一一二号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して二月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

**附 則** (平成一一年六月七日法律第五三号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して二月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

**附 則** (平成一一年三月三一日法律第二二二号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成十九年四月一日から施行する。

